



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

独占禁止法に関する相談事例集（概要） （平成28年度）

平成29年6月21日
公正取引委員会

独占禁止法に関する相談件数

(単位: 件)

		平成27年度	平成28年度
「事前相談制度」による相談		0	0
	事業者の活動に関する相談	0	0
	事業者団体の活動に関する相談	0	0
一般相談		1,381	1,428
	事業者の活動に関する相談	1,182	1,220
	○流通・取引慣行に関する相談	969	953
	(うち優越的地位の濫用に関する相談)	(432)	(444)
	○共同行為に関する相談	80	109
	○技術取引に関する相談	35	30
	○共同研究開発に関する相談	12	25
	○その他	86	103
	事業者団体の活動に関する相談	199	208
合計		1,381	1,428

(注) 本表は、平成27年度及び平成28年度における事業者及び事業者団体の活動に関する相談(企業結合に関するものを除く。)を内容別に整理したものです。

- 相談事例集には、独占禁止法に関する相談（企業結合に関する相談を除く。）のうち、**相談者以外の今後の事業活動にも参考となると考えられる主要な事案**を掲載。
- 相談者の秘密保持に配慮し、相談者名等を匿名とし、相談の内容を具体的に分かりやすくするための修正等を行った上で取りまとめ。
- 公正取引委員会のホームページ上に、平成12年以降に寄せられた相談事例を年度別、行為類型別に公表。
- **平成28年度**は、事業者からの相談8事例、事業者団体からの相談4事例の**合計12事例**を掲載。

【事業者の活動に関する相談】

事例 1	メーカーによる小売業者への販売価格の指示
家電メーカーが、商品売れ残りのリスク等を自ら負うことを前提として、小売業者に対して家電製品の販売価格を指示することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 2	競合するメーカーによる共同研究
輸送機械メーカー 8 社が、共同して、輸送機械の部品の性能向上につなげるための基礎研究を大学等に委託し、研究成果を共有することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 3	共同研究開発の成果等の競争者への供与の制限
家電メーカーが、共同研究開発の参加者である部品メーカーに対し、成果である技術の供与及び当該技術を用いた製品の販売を第三者に行うことを一定期間制限する際、特定の競争者に対してのみ制限期間を長期とすることについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例	
事例 4	共同研究開発の成果等の競争者への供与の制限
機械を利用するサービス事業者及びその機械のメーカーが、共同研究開発を実施するに当たり、その成果を利用した機械の競争者への販売を制限することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	

【事業者の活動に関する相談】

事例 5	競合するメーカーによる原料の相互供給
部材メーカー 2 社が、部材の原料が不足した際に原料を相互供給することについて、工場の被災、事故等の緊急時に製造能力の復旧までの間の不足分を供給する取組である場合には、独占禁止法上問題となるものではないが、それ以外の部材の急激な需要増加等に対応するための取組である場合には、現時点で独占禁止法上の問題の有無を判断することは困難であると回答した事例	
事例 6	競合するメーカーからの全量 OEM 供給
機械メーカーが、自社による機械の製造を取りやめ、競争者から OEM 供給を受けることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 7	競合するメーカーによる配送の共同化
食料品メーカー 2 社が、商品配送の効率化のため、遠隔の地域に所在する卸売業者への配送を共同化することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 8	競合する事業者による共通回数券の導入
旅客輸送事業者 2 社が、同一運賃の共通回数券を導入することについて、独占禁止法上問題となると回答した事例	

【事業者団体の活動に関する相談】

事例 9	事業者団体による表示に関する自主基準の策定
ソフトウェアのメーカーを会員とする団体が、会員が一定確率によるアイテムの販売を行う際に、全てのアイテムの提供確率を表示することとする旨の自主基準を策定することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 10	事業者団体によるエネルギー消費量の表示に係る算出方法の統一
化学製品メーカーを会員とする事業者団体が、ガイドラインを策定し、会員が化学製品の製造に係るエネルギー消費量を表示する場合には特定の算出方法を用いる旨を定めることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例	
事例 11	組合による組合員の販売先の制限
建築資材を製造販売する事業者から成る工業組合が、組合員に対し、建築資材の運搬に当たり品質保持のために設定した運搬時間の目安を超える可能性のある地域に所在する需要者への販売を禁止することについて、独占禁止法上問題となると回答した事例	
事例 12	農業協同組合による共同販売事業の利用強制
農業協同組合が、組合員に対し、農業用ビニールハウスを貸し付けるに当たり、当該農業協同組合への最低出荷量を一律に指定することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例	